

事 務 連 絡
平成 28 年 7 月 27 日

一般社団法人 千葉県トラック協会会長 殿

関東運輸局 千葉運輸支局
首席陸運技術専門官

「自動車運送事業者等用緊急対応マニュアル」の再徹底について

標記について、平成 28 年 7 月 26 日付け事務連絡により自動車技術安全
全部保安・環境課長から別添のとおり事務連絡があったので了知されると
ともに、貴傘下会員に対し周知方よろしくお願い致します。



事 務 連 絡

平成28年7月26日

管内各運輸支局

首席陸運技術専門官 殿

自動車技術安全部

保安・環境課長

「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」の再徹底について

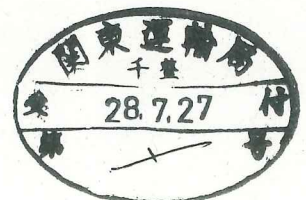
重大事故発生時等における緊急連絡体制については、「「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」の策定について」（平成21年1月29日付け関自保第395号、関自旅一第1133号）により通達されており、重大事故等の発生場合には、運送事業者から速やかに運輸支局等に対して報告することとされている。

事故発生の際には、速やかに事故の状況を把握し所要の対策を講じる必要があるため、事故の情報収集をお願いしているところであるが、昨今連絡のとりにくい休日・夜間に発生した重大事故について、運送事業者からの報告に時間を要していることが散見されている。

このため、特定重大事故のうち事案の大きいものについては、運送事業者からの情報を待たずに事故映像から事業者を特定するなど、必要に応じ運輸支局自ら事故情報を収集することを検討するとともに、貴支局管内の各関係団体に対して、当該マニュアルを改めて周知されることに加え、下記について周知されたい。

記

1. 重大事故等が発生した場合は、最優先に被害者支援をするとともに、速やかに（特定重大事故発生の場合は直ちに）運輸支局等緊急連絡担当者へ第1報を報告すること。この場合、当該事故に関する情報内容が十分に把握できていない場合であっても、把握されている範囲で報告すること。
2. 「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」に基づく重大事故等の発生があった場合の事業者における連絡・報告体制等を確認し、乗務員を含む全社員に周知徹底すること。



事件発生時における報告フロー

(別添2)

特定重大事件

次の事件が発生した場合

- 施設の不法占拠
- 爆弾又はこれに類するものの爆発
- 核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布

重大事件

次の事件が発生した場合

- 報道機関などから取材、問い合わせを受けた事件又は報道のあった事件であって、運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのあるもの

事件の予告

- 特定重大事件に係る予告電話、インターネットへの書き込みその他の予告行為

貨物自動車運送事業者

事件発生後直ちに連絡

事件発生後速やかに連絡

報告は管轄の運輸支局等へ！

千葉運輸支局保安担当等
連絡先の勤務時間内(8:30~17:15)

直通電話:043-242-7338 FAX :043-244-0760

[連絡先の勤務時間外・休日]

携帯電話:080-3369-7372

特定重大事件及び重大事件の報告事項

[第1報報告事項]

- ①事件種別(特定重大事件のみ) ②事件概要 ③被害の概要 ④事業者名 ⑤発生日時
- ⑥発生場所 ⑦被害車両の情報 ⑧警察への届出の有無及び警察の対応状況 ⑨情報入手先
- ⑩その他把握している事項 ⑪今後の対応 ⑫緊急連絡担当者名及び連絡先

※ 第1報後も把握した情報を速やかに報告

予告時の報告事項

[第1報報告事項]

- ①事業者名
- ②受信日時、受信者、受信方法、受信回数等
- ③予告日時、場所、受信内容
- ④情報入手先
- ⑤警察への届出の有無及び警察の対応状況
- ⑥その他把握している事項 ⑦今後の対応
- ⑧緊急連絡担当者名及び連絡先

※ 第1報後も把握した情報を速やかに報告